

○大村市公衆無線LANに関する要綱

平成27年2月23日

告示第22号

改正 平成28年3月25日告示第41号

平成28年6月27日告示第116号

平成30年7月26日告示第142号

令和元年12月9日告示第196号

令和2年6月11日告示第122号

令和2年7月20日告示第148号の2

令和2年12月15日告示第222号の2

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が整備した無線によるインターネットに接続する環境（以下「無線LAN」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線LANの提供場所等)

第2条 市が無線LANを提供する場所及びその時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 無線LANの利用料は、無料とする。

3 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）が無線LANを使用して利用した有料サービスについては、当該利用者がその費用を負担しなければならない。

(アクセスログの記録等)

第3条 市長は、無線LANの適切な管理運営のため、利用者のアクセスログを記録し、及び特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。

(法令遵守)

第4条 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

(無線LANの提供中止)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの提供を中止することができるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守、工事等を行う場合
- (2) 停電、自然災害、火災その他の非常事態により、無線LANの運用ができない場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備の故障、ネットワークの障害等が発生した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が提供の中止が必要であると認めた場合

(免責)

第6条 市は、無線LANの提供により利用者又は第三者に生じた損害及び無線LANを利用できなかったことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第41号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年6月27日告示第116号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年7月26日告示第142号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年12月9日告示第196号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年6月11日告示第122号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年7月20日告示第148号の2）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年12月15日告示第222号の2）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

（平28告示41・全改、平28告示116・平30告示142・令元告示196・令2告示122・令2告示148の2・令2告示222の2・一部改正）

提供場所		提供時間
大村市役所	大村市玖島一丁目25番地	午前8時から午後8時まで。ただし、日曜日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
大村市民交流プラザ1階フロア	大村市本町326番地1	午前8時から午後8時まで。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。
大村市中央公民館	大会議室	大村市幸町25番地33
	第1会議室	
	第3会議室	

中心市街地複合ビル1階フロア	大村市本町458番地2	
大村市中地区公民館	大村市古賀島町133番地	
西大村出張所	31	
大村市こどもセンター	大村市本町413番地2	
大村市観光案内所	大村市東本町1番地1	午前8時から午後8時まで
道の駅長崎街道鈴田峠	大村市中里町452番地2	
大村公園	大村市玖島一丁目43番地	
森園公園	大村市森園町1484番地	
大村純忠史跡公園	大村市荒瀬町1116番地	
首塚跡	大村市原口町949番地	
鈴田牢跡	大村市陰平町361番地1	
胴塚跡	大村市桜馬場2丁目367番地7	
放虎原殉教地	大村市協和町1730番地	
妻子別れの石	大村市杭出津3丁目483番地	
獄門所跡	大村市松並1丁目285番地	